



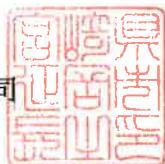
延岡市公告第 258 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号 農林水産省経営局長通知）2 - (2) - ④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 30 日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東海地区（延岡市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 6 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（経営体数）

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
東海	1	7	—	8

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

地区内で農地の貸借契約をする際は原則、機構を介して権利設定し、可能な限り地区内農地の集積に努める。将来的には農地をシャッフルし、経営農地の集約化を図る。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

各種補助事業を活用し、農業機械の大型化を図り、水田裏作や施設野菜に効率的に取り組むことで農業所得の向上を目指す。また、将来的な基盤整備の取組計画を検討し、農業生産効率の向上を図る。